

運輸施設整備事業団法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法第九条第二項に規定する

同意特定鉄道に係る鉄道施設の建設に関する事業に係る貸付金の償還条件を変更すること。

第二 この政令は、公布の日から施行すること。